

## 埼玉県地域保健医療・地域医療構想協議会事務取扱要領

(平成28年11月14日保健医療部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各二次保健医療圏における地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(委員の選任)

第2条 第7条に定める協議会の事務局（以下、「協議会事務局」という。）以外の保健所（市の設置する保健所を含む。以下同じ。）がある二次保健医療圏の協議会委員の選任は、協議会事務局の長が、圏域の事務局以外の保健所の長と事前に協議し、行うものとする。

2 保健所の長は原則として協議会委員となるものとする。

(報告)

第3条 協議会事務局の長は、要綱を定め、又は変更したときは、その写しを保健医療部長に提出するものとする。

2 協議会事務局の長は、委員の選任を行ったときは、委員名簿（別添様式）を保健医療部長に提出するものとする。

3 前項の規定は、各圏域において保健所長が定める地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により専門部会及び地域医療構想作業部会の委員を選任する場合について準用する。

(協議会への出席)

第4条 協議会には、委員のほか、保健所職員、市町村職員、関係団体の会員、その他要綱に定める業務を遂行するために必要と認められる者の出席を求めることができる。

(議事録の作成)

第5条 協議会事務局の長は、協議会の終了後速やかに議事録を作成し、保健医療部長に提出するものとする。

(事務の委託)

第6条 知事は、さいたま保健医療圏における協議会の設置及び運営に係る事務をさいたま市長に委託するものとする。

(協議会の事務)

第7条 協議会の庶務は、次表の左欄に掲げる二次保健医療圏ごとに同表右欄に掲げる事務局において処理するものとする。

南部保健医療圏	南部保健所
南西部保健医療圏	朝霞保健所
東部保健医療圏	春日部保健所
さいたま保健医療圏	さいたま市
県央保健医療圏	鴻巣保健所
川越比企保健医療圏	坂戸保健所

西部保健医療圏	狭山保健所
利根保健医療圏	幸手保健所
北部保健医療圏	熊谷保健所
秩父保健医療圏	秩父保健所

(圏域内連絡調整会議)

第8条 圏域に複数の保健所がある二次保健医療圏については、圏域内の保健所相互間の連絡調整を図るため、圏域内連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

- 2 連絡調整会議の名称は、当該二次保健医療圏の名称を冠したものとする。
- 3 連絡調整会議は、当該二次保健医療圏内の各保健所長で組織する。ただし、各保健所長の協議により、保健所及び保健所設置市の関係部局の職員を加えることができる。
- 4 連絡調整会議に会長を置き、協議会事務局の長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。
- 6 連絡調整会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月14日から施行する。
- 2 埼玉県地域保健医療協議会運営要領(平成22年3月26日保健医療部長決裁)は、廃止する。
- 3 第2条の規定による委員の選任、その他この要領の円滑な実施のために必要な措置は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。